

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成２８年４月２８日（平成２８年（行情）諮問第３４２号）

答申日：平成２９年６月２３日（平成２９年度（行情）答申第１１４号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）４９２ページのレコード識別番号３４１４５４２の文書で特定会社のもの」の一部（計２５２頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表３に掲げる部分を開示すべきである。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成２７年１２月２５日付け大局調査一第１１０６号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求める。

２ 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（１）不開示理由を各段落ごとに、個別具体的に説明されたい。

個別文章ごとの不開示理由が不明なままでは、（例えば、個人情報概念を極端に拡大している可能性を除去することができない。）不開示理由該当性を判断できないので、とりあえず全面開示を求める。

（２）本件対象文書は見出しなど定型的記載を除いてほとんど開示されていない。

審査請求人がかつて「異議決定書」の開示請求をしたものに対する当初処分と開示度はあまり変わらない。

審査請求人がかつて他の特定法人の更正の理由について処分庁に開示請求をした際の一部開示は相当の開示がなされていたが、今回の更正の理由については頁数を除いて開示されていない。異なる扱いがされる理由が説明されていないので理由を記載することは不可能である。とりあえず、段落ごとに抽象的な内容と各段落ごとの個別具体的な不開示理由

を示すべきである。

審査請求人は、処分庁が個人情報概念を極端に拡大している可能性があると考えているが原処分に係る説明では判断材料があまりにも乏しいので、とりあえずは全面開示を請求せざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成27年12月25日付け大局調査一第1106号により、本件対象文書には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開示の理由として一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「全面開示を求める」と主張していることから、以下、原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別表1に掲げる部分には不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又

は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において不開示とした部分（別表１に掲げる部分を除く。以下第３の２において同じ。）には、特定個人の氏名、住所、電話番号等が記載されており、原処分において不開示とした部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、法５条１号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法５条２号イ該当性

法５条２号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定法人の申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

原処分において不開示とした部分には、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

また、本件開示請求以前に、特定法人がプレスリリースにおいて、更正処分を受けたこと及び大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い裁決を受けたことを公表しているものの、当該情報は課税の概要を公表したにすぎず、具体的な事業活動や取引内容等まで明らかにしたものではない。

したがって、原処分において不開示とした部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、原処分において不開示とした部分は、法５条２号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法５条６号柱書き該当性

法５条６号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において不開示とした部分は、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情

報等であり、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

これらの情報を公にすることとした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法5条1号該当性について

ア 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示情報としている。

イ 理由説明書において、開示することが相当とした部分のうち、別表2に掲げる部分は、特定法人の代表者の氏名が記載された部分であり、特定の個人を識別することができるものである。

特定法人には代表者が複数名おり、また、特定法人は国税当局による課税処分等の担当となった代表者を公表した事実もないことから、別表2に掲げる氏名の部分は公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえない。

したがって、別表2に掲げる部分については、法5条1号ただし書のイに規定する情報に該当せず、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条6号イ該当性について

ア 法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 原処分の行政文書開示決定通知書の別紙（「不開示とした部分とその理由」）において、「不開示理由」欄に「3」と記載した部分は、特定法人の取引内容等に係る個別具体的な情報や特定法人において事業上秘匿すべき情報であって、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で

納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点に係るもの等と認められ、当該部分が開示された場合、国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年4月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月18日 | 審議 |
| ④ | 同年6月9日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成29年5月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月6日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月7日 | 審議 |
| ⑧ | 同月20日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑨ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計252頁の文書（本件対象文書）について、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、別表1に掲げる部分（別表2に掲げる部分を除く。）は開示することが相当であるとし、その余の部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分（以下「本件不開示維持部分」という。）をなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、

①処分庁が国税不服審判所に送付した送付書及び課税処分等に係る更正通知書等並びに当該送付に係る国税当局の決裁文書，②本件国税関係審査請求に関する国税当局内の連絡文書等，③国税当局の決裁文書及びその添付書類等と認められる。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について，当審査会事務局職員をして確認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件開示請求以前に，特定法人は，プレスリリースにおいて，大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については，本件開示請求以前に，法に基づく開示請求がされ，その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は，国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され，同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について，当審査会において，諮問庁から上記(2)の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提示を受けて確認したところ，当該裁決書のうち，①特定法人の従業員の氏名等，②特定法人以外の法人の名称，③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等，④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が不開示とされていることが認められた。

(4) 1 頁目ないし 6 頁目について

1 頁目ないし 6 頁目は，本件国税関係審査請求に関し，国税当局から国税不服審判所に送付された送付書及び課税処分の経過等が記載された資料並びに当該送付に係る国税当局内部の決裁文書である。

ア 別表 3 の番号 1 に掲げる部分について

当審査会において見分したところ，別表 3 の番号 1 に掲げる部分に記載された情報は，諮問庁が開示するとしている部分から明らかとなる情報であると認められる。

そうすると，これを公にしても，特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなどのおそれがあるとは認められないから，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，また，じ後，書類の提出がちゅうちょされるなど，適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるなどのおそれがあるとは認められないから，税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとも認められない。

したがって、別表３の番号１に掲げる部分は、法５条２号イ及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他部分について

別表３の番号１に掲げる部分以外の部分に記載された情報は、特定法人のウェブサイトで公表している情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等と照合しても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

これらの部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求等に関する国税当局の内部管理やその経過に関する情報であって、これを公にした場合、国税当局の管理体制等の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法５条６号柱書きの不開示情報に該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（５）７頁目ないし１７頁目及び２１４頁目ないし２２０頁目について

ア 別表３の番号２及び３６に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別表３の番号２及び３６に掲げる部分に記載された情報は、上記（２）の裁決書において開示されている情報と同内容の情報であると認められる。

そうすると、これを公にしても、同業他社との競争関係において不利となるなどのおそれがあるとは認められないから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、別表３の番号２及び３６に掲げる部分は、法５条２号イ及び６号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他部分について

別表３の番号２及び３６に掲げる部分以外の部分には、特定法人の所得金額等が記載されており、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表している情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等と照合しても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、特定法人等において事業上秘匿すべき情報であり、これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 221頁目及び223頁目並びに別表2に掲げる部分について

ア 本件不開示維持部分のうち、221頁目の「受取人署名(記名)押印」欄及び223頁目の不開示維持部分並びに別表2に掲げる部分には、特定法人の従業員の氏名、住所、生年月日及び役職等並びに特定法人の代表者の氏名が記載されており、それぞれ氏名と一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ また、これらの情報が法5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当すると認めるべき事情は存しない。

ウ 法6条2項による部分開示について検討すると、221頁目及び223頁目の不開示維持部分は、氏名と一体として当該従業員の個人識別部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、また、特定法人の代表者の氏名は、個人識別部分であるから、同項による部分開示の余地はない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) その他の部分について

ア 別表3の番号3ないし35に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別表3の番号3ないし35に掲げる部分に記載された情報は、上記(2)の裁決書において開示されている情報と同内容の情報であると認められる。

そうすると、これを公にしても、同業他社との競争関係において不利となるなどのおそれがあるとは認められないから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、別表3の番号3ないし35に掲げる部分は、法5条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分について

別表3の番号3ないし35に掲げる部分以外の部分に記載された情報は、特定法人のウェブサイトで公表している情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等と照合しても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められ、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当

局の税務調査における着眼点に係るもの等であると認められ、これを公にした場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、別表3の番号3ないし35に掲げる部分以外の部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「ー」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載する方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表 1（諮問庁が開示することが相当とする部分）

頁	開示することが相当とする部分
4	「業種（番号）」欄及び「教示状況」欄
5	「年度・年分」欄，「税目」欄及び「原処分」欄
6	「年度・年分」欄，「税目」欄及び「原処分」欄
7，8及び9	通知書の標題の一部，通知書本文の3行目の一部，「申告又は更正前の金額」欄，「更正又は決定の金額」欄，「この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額」欄の金額欄，「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分，「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の基礎となる税額」欄及び「加算税の額」欄以外の部分
10	全部
11	通知書の標題の一部，通知書本文の3行目の一部，「申告又は更正前の金額」欄，「更正又は決定の金額」欄，「この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額」欄の金額欄，「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分，「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の基礎となる税額」欄及び「加算税の額」欄以外の部分
12	全部
13	通知書の標題の一部，通知書本文の3行目の一部，「申告又は更正前の金額」欄，「更正又は決定の金額」欄，「この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額」欄の金額欄，「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分，「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の基礎となる税額」欄及び「加算税の額」欄以外の部分
102，111及び115	「申告額又は直前処理額①」欄，「調査額②」欄，「売上金額」欄，「資本金額」欄，「修正申告の状況」欄，「この処理の増減額」欄，「増減額の内訳」欄，「海外取引に係る」欄，「増減額のうち認定賞与」欄，「使途秘匿金」欄，「土地譲渡税額の内訳」欄，「この処理による」欄，「欠損金又は災害損失金等の当期控除額の増減額」欄及び「欠損繰戻し還付対象所得金額」欄の各金額欄並びに「申告区分」欄，「初再区分」欄，「日数」欄，「内消費税」欄の1行目，「内消費税」欄の3行目から5行目，「実態区分」欄及び「実態調査日数」欄以外の部分

1 0 4 , 1 0 7 , 1 1 0 , 1 1 3 及び 1 1 4	「申告額又は直前処理額①」欄,「調査額②」欄,「売上金額」欄,「資本金額」欄,「修正申告の状況」欄,「この処理の増減額」欄,「増減額の内訳」欄,「海外取引に係る」欄,「増減額のうち認定賞与」欄,「使途秘匿金」欄,「土地譲渡税額の内訳」欄,「この処理による」欄,「欠損金又は災害損失金等の当期控除額の増減額」欄及び「欠損繰戻し還付対象所得金額」欄の各金額欄並びに「申告区分」欄及び「初再区分」欄
1 4 5	「記号番号」欄及び「受信者」欄
2 1 4 , 2 1 5 , 2 1 6 , 2 1 7 及び 2 1 8	通知書の標題の一部, 通知書本文の 3 行目の一部, 「申告又は更正前の金額」欄, 「更正又は決定の金額」欄, 「この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額」欄の金額欄, 「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分, 「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の基礎となる税額」欄及び「加算税の額」欄以外の部分
2 2 1	「氏名（名称）」欄及び「送達した場所」欄

別表 2（補充理由説明書の別表）

頁	該当部分
7, 8, 9, 11, 13, 214, 215, 216, 217及び218	「代表者氏名」欄の氏名
102, 104, 107, 110, 111, 113, 114及び115	「代表者名」欄の氏名
145	「受信者」欄の氏名
221	「氏名（名称）」欄の氏名

別表 3（開示すべき部分）

番号	頁	開示すべき部分
1	1 及び 3	「2 送付する理由」直上の行の2文字目ないし7文字目
2	7 ないし 9, 11 及び 13	通知書の標題及び通知書本文の3行目の本件不開示維持部分並びに「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分
3	18	3行目1文字目ないし9文字目
4	19	7行目1文字目ないし27文字目
5	20	3行目2文字目ないし10文字目
6	22	1行目2文字目ないし28文字目
7	23	3行目2文字目ないし10文字目
8	25	下から8行目2文字目ないし30文字目
9	29	2行目2文字目ないし28文字目
10	30	3行目2文字目ないし10文字目
11	33	下から5行目2文字目ないし30文字目
12	36	下から3行目2文字目ないし28文字目
13	39	3行目2文字目ないし10文字目
14	43	8行目1文字目ないし30文字目
15		9行目1文字目ないし32文字目
16		10行目41文字目ないし11行目
17		12行目
18		下から3行目1文字目ないし10文字目, 15文字目ないし21文字目及び27文字目ないし39文字目
19		下から2行目1文字目, 5文字目ないし12文字目及び16文字目ないし32文字目
20		最終行
21	44	1行目
22		最上段の表のうち左から1列目の1行目及び16行目, 2列目の16行目, 3列目の2行目, 4列目ないし6列目の3行目並びに7列目の2行目
23	55	下から5行目1文字目及び5文字目ないし9文字目
24		下から4行目1文字目ないし3文字目, 10文字目ないし22文字目及び28文字目ないし40文字目
25		下から3行目1文字目, 2文字目, 6文字目ないし9文字目及び13文字目ないし36文字目
26		下から2行目1文字目, 2文字目及び6文字目ないし31

		文字目
2 7	5 6	表のうち左から 1 列目及び 2 列目の 5 行目
2 8	5 8	2 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目
2 9		2 つ目の表の直下の行の 1 文字目ないし 9 文字目, 1 4 文字目ないし 2 0 文字目及び 2 6 文字目ないし 4 0 文字目並びにその次の行の 4 文字目ないし 7 文字目及び 1 1 文字目ないし 1 8 文字目
3 0		一番下の表の直上の行
3 1		一番下の表のうち左から 1 列目の 1 行目, 2 列目の 2 行目, 3 列目ないし 5 列目の 3 行目並びに 6 列目及び 7 列目の 2 行目
3 2		下から 2 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目及び 3 6 文字目ないし 4 2 文字目
3 3		最終行
3 4	5 9	表のうち左から 2 列目の 2 行目, 3 列目ないし 5 列目の 3 行目及び 6 列目の 2 行目
3 5	1 8 ないし 6 3	左端の「加算」等の別に係る欄の部分
3 6	2 1 4 ないし 2 1 8	通知書の標題及び通知書本文の 3 行目の本件不開示維持部分並びに「区分」欄の「■申告加算税」と書かれた部分

(注) 表中の文字数については、句読点及び半角文字（数字・記号）も 1 文字と数え、空白部分を数えない。また、カッコ付き半角数字（(1)等）も 1 文字と数える。

番号 3 ないし番号 3 4 の行数については、各頁の「更正の理由」の直下を 1 行目とする行数を示し（頁内及び表の枠線を数えず、空白の行を数えない。）、各頁最上部右の「(●) 枚のうち (■) 枚目」部分は行数に数えない。